## 第6章 河川敷地(国有地)の地区編入等事務取扱いについて

## 第1節 土地改良法の規定に基づく編入承認

#### 1 事業主体

土地改良法(以下「改良法」という。)に基づき農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する土地改良事業(以下「事業」という。)を行うもので、施行者は次のとおりです。

- (1) 土地改良区又は土地改良区連合の行う事業(改良法第5条、第77条)
- (2) 国又は都道府県の行う事業(改良法第85条、第85条の2) なお、一部特定の事業においては申請によらないで行うことができる(改良法第87条の2)。
- (3) 農業協同組合等の行う事業(改良法第95条)
- (4) 数人が共同で行う事業(改良法第95条)
- (5) 市町が行う事業(改良法第96条の2)

## 2 河川敷地(国有地)の地区編入承認の根拠

- (1) 土地改良事業の施行に係る地域に河川敷地(国有地)を編入することについては、当該土地を管理する河川管理者の承認が必要とされています。
- (2) 根拠規定一覧表

区分	新規承認申請	変更承認申請
土地改良区等を設立して事業を行うとき	改良法第5条6項 改良法第84条において 準用する同法第5条6項	改良法第48条9項において 準用する同法第5条6項
土地改良区等が新た に事業を行うとき	改良法第48条9項において 準用する同法第5条6項	同左
農業協同組合、同連合 会又は共同施行	改良法第95条1項(※)	改良法第95条の2第1項
市町が行う事業	改良法第96条の2第5項に おいて準用する同法第5条6項	改良法第96条の3第5項に おいて準用する同法第5条6項
改良法第3条の規定 に基づく資格者の申 請による国営又は県 営の事業	改良法第85条5項において 準用する同法第5条6項	改良法第87条の3第6項に おいて準用する同法第5条6項
市町申請による国営 又は県営の事業	改良法第85条の2第5項に おいて準用する同法第5条6項	改良法第87条の3第6項に おいて準用する同法第5条6項

(※) 条文上、5条6項の準用規定にかかる明文の規定はないが、実態上、5条6項と同様の 手続きを施行者から求められます。

#### 3 事業施行後における河川敷地(国有地)の譲与又は河川敷地(国有地)への編入(帰属)

換地計画を定めた事業(改良法第54条の2第6項、第7項)

換地計画において、代わるべき河川の用に供する土地と定められたものは、その廃止される河川の用に供している土地が国の所有する土地であるときは国に公告のあった翌日に帰属することとなり、廃止される河川の用に供されている土地の所有権は換地処分のあった日限りで消滅します。

#### 4 地区編入承認

(1) 地区編入承認申請

地区編入承認の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、国有河川敷地地区編 入承認申請書(様式第3号)に次に掲げる図書を添えて、県民局長に提出することになって います。

#### ア 事業計画概要書

事業の目的、地域の現況、基本計画、換地計画の要領、費用の概算、事業の効果、他の 事業との関連等について記載したものとする。

#### イ 位置図

縮尺は、1/10,000 から1/25,000 程度で、申請区域の位置を表示したものとする。

#### ウ 現況平面図

縮尺は、1/500 から 1/2,500 程度で、現況を表示するのに適当なものとし、次に掲げる事項を記入したものとする。

- (a) 事業施行地域の範囲
- (b) 郡(市)、町、字名及び番地
- (c) 縮尺及び方位
- (d) 法定河川の名称
- (e) 編入する河川敷地については、適宜着色すること
- (f) 申請書の「地区編入を必要とする土地」と対照できる記号・番号

#### 工 計画平面図

現況平面図と同様の要領で作成したものとする。

## 才 求積図

#### カ 公図写し

法務局備付けの公図から当該申請に係る区域及び隣接地のすべてを含む範囲を正確に 転写したものに当該申請区域を表示するとともに、次に掲げる事項を記入したものとする。

- (a) 字名及び地番
- (b) 当該公図の所在する法務局名
- (c) 方位、縮尺が表示されている場合には、方位、縮尺
- (d) 転写年月日及び転写者の資格 (職) 氏名印
- (e) 申請書の「地区編入を必要とする土地」と対照できる記号・番号

#### キ 土地登記簿謄本

有地番の国有地を編入する場合には、土地登記簿謄本を添付するものとする。

ク その他県民局長が必要と認める図書

#### (2) 申請書の提出部数

2部(正副各1部)

#### (3) 審査及び承認

ア 県民局長は、地区編入承認申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとする。

イ 県民局長は、第2節「土地改良地区編入承認」による内容審査を行い、これを適当と 認めた場合には河川敷地を編入することを承認し、申請者に対して承認書を交付する。

#### ウ 処理上の留意事項

- (a) 他法令に基づく許認可等と整合性が図れているか。
- (b) 事業区域と隣接して公共用地がある場合は、あらかじめ境界の確定を行うことにより、区域界を確定するよう指導すること。

#### (4) 承認の変更

県民局長は、事業計画等の変更により、承認された内容を変更する必要がある場合は、 当初の申請と同様の手続により行うものとする。この場合、申請書に変更理由書及び変 更対照図を併せて添付するものとする。

#### (5) 権利者会議

改良法第52条5項の規定に基づき権利者会議の出席要請通知があった場合には、文書で回答(承認)するか出席するものとする。

このとき、承認書(写し)と換地図面等を提出させ、換地漏れがないか審査するものとする。

## (公共用財産換地適用条文)

施行者	換地同意
土地改良区	改良法第52条5項の規定に基づく会議(権利者会議)に出席
国又は県	改良法第89条の2第2項において準用する同法第52条5項の規 定に基づく会議(権利者会議)に出席
農業協同組合 又は数人共同	改良法第96条において準用する同法第52条5項の規定に基づく 同意
市町	改良法第96条の4において準用する同法第52条5項の規定に基づく会議(権利者会議)に出席

## 5 事務フロー

土地改良事業計画の立案

土地改良事業者からの法5条6項地区編入の協議

河川の拡幅等改良事業の 実 施 を 伴 う も の (創設換地を伴うもの)

河川改良計画に伴い河川 敷地として必要(創設)と なる面積の確定 (工務課・用地課と調整)

河川工事に伴う用地取得 に係る基本協定の覚書(案) 作成(地区編入内容との整合)

締結しようとする覚書案による 県庁との事前協議

覚書締結内容確認の上、 法5条6項の地区編入同意

河川の拡幅等改良事業の 実施を伴わないもの (創設換地を伴わない)

法5条6項の編入同意

## ※留意事項

- ・法5条6項の地区編入申請図書に創設 換地部分が記載されているか
- ・将来河川敷となる箇所が,管理上(区域界設置等)適切であること
- ・事前協議には, 覚書の内容が分かる図書(丈量図, 平面図, 断面図等) を添付すること。

## 6 申請書チェックシート(事務審査編)

	審査事項	審査結果	備 考 (土地改良事業者への指示 事項等)
申請書	○ 申請者が土地改良法の各条に定める土 地改良事業を施行しうるか。		
	<ul><li>○ 地区編入を必要とする土地の市町名、 大字名が位置図と整合しているか。</li></ul>		
	○ 地区編入を必要とする土地の字名が字 限図と整合してるか。		
	○ 地番のある国有地と登記簿謄本は整合 しているか。		
	○ 地番のない国有地は旧河川丈量図に付 された称号と整合しているか。		
	○ 種目欄に 河川名が記載されているか。		
	○ 地区編入を必要とする土地の数量は丈量図の求積表と整合しているか。		
	○ 国の所有権が消滅する土地は地区編入 を必要とする土地と同じであるか。		
	○ 国の所有権が消滅する土地の数量は丈量図の求積表と整合しているか。		
	○ 国の所有権が消滅する土地は、境界立会い、測量が未了で丈量図が添付できない場合は平均幅員と延長が記入されているか。		
	○ 国に帰属する土地の数量は新河川丈量 図の添付がない場合、平均幅員及び延 長が記入されているか。		
	○ 新河川丈量図の添付がある場合、求積 表の数値と整合しているか。		
	○ 新河川面積≧旧河川面積となっているか(逆の場合は、精算金を国が受けることとなります。)。		
土地改良事業計 画概要書	事業の目的、地域の現況、基本計画、換地 計画の概要、費用の概算、事業の効果、ほ かの事業との関連等について記載したも のであるか。		
位置図	○ 位置図の縮尺は1万分の1程度である か。		

新・旧 河 川	○ 50 カュ	00分の1から2500分の1程度である。	
対 照 平面図	<ul><li>事か</li></ul>	事業施行区域の範囲は記載されている	
	〇 郡	18(市)、町、字名は記載されているか。	
	〇 縮	宿尺及び方位は記載されているか。	
		大量図と同じ色分けがされ凡例がつい ているか。	
		新しく河川区域となる土地が国有に帰 属するか。	
		新河川の法線が旧河川より改善され、 かつ適切であるか。	
	〇 河 か	可川を地区に編入する必要性がある か。	
新・旧	〇 平	P面図と符合しているか。	
河川大量図	境 る 事 算 類	日河川丈量図は官民境界協定図、又は 意界立会に基づく測量図と整合しているか。(丈量図は河川管理者が土地改良 事業者に支払う負担額(仮精算金、清 章金)の額を算出するために必要な書 質です。登記された土地、一筆ずつの 丈量図は必要ありません。)	
	O 丈 か	大量図と面積計算表が整合している か。	
不換地 内諾書 の写し	計	下換地内諾書記載の不換地の面積の合 計が、新河川のうち創設非農用地の面 責以上となっているか。	
字限図	〇 字	字名、地番は記入されているか。	
登記簿 謄本		公図の存在する法務局名は記入されて いるか。	
		方位、縮尺の記入のある公図の場合、 記入されているか。	
	-	伝写年月日、転写者職氏名は記入され ているか。	
その他	る	平面図に申請書の地区編入を必要とする土地と対照できる称号は記載されているか。	
	( 所 済	是外民有地が編入されていないか。 (地区編入する土地は、河川管理者が 所有する土地に限られます。国土調査 済みの区域を編入する場合であっても 公図で確認すること)。	

#### 第2節 土地改良地区編入承認

#### 1 土地改良地区編入承認のチェックポイント

河川を土地改良の地区に編入して改修することにより、河川改修事業に必要な用地を土地改良により取得することができますが、下流河川の改修状況等により認め難い場合もあるので、「3 ほ場整備事業に関連した河川改修の施行について」により、地区編入できる箇所か否かをチェックして下さい。一旦、ほ場整備がなされ、優良農地となれば河川改修の必要が生じても、用地交渉が難しくなることが多いので、時期を調整して河川改修を同時施行する必要があります。

また、地区編入承認をすれば、河川改修事業と土地改良が共同事業となる側面もあるので、土地改良施行者と緊密な連絡を保ち、協力しつつ円滑な事業推進を図る必要があります。

- (1) 新川面積≧現川(旧川)面積となるか(逆の場合には金銭精算が必要となる。)。
- (2) 新川の形態のチェック

ア 河川法線が適当か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (平面図)

イ 河積の現況との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(断面図、水理計算書) (土地改良が暫定掘削で終わる場合は、その河積についてもチェック)

ウ 管理用通路の確保(農道兼用可能)、河川区域界の確認・・・・・ (平面図、断面図)

(3) 現川 (旧川) の敷地のチェック

地区編入を必要としている土地は、河川管理者が所有権を有する土地に限られる。(県有地・地元市町有地等で河川成となっている土地は、国土交通省名義に登記を整理する必要がある。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(字限図、登記簿謄本)

- (4) 新川の敷地のチェック 民有地から新河川になる面積については、不換地同意があるか。
- (5) 新川・現川(旧川)面積チェック・・・・・・・・・・・・・(丈量図) 当初地区編入時点では、土地改良事業者側の測量、現川との境界立会ができていない 場合があるので、平均幅員×延長で算出しても差し支えない。

又、新河川面積(河川から河川、里道・水路から河川、民地から河川)から現川(旧川) 面積(河川から河川、廃川予定地)を差し引いた面積を、金銭精算の対象とするので、細分した丈量図は必要としない。

地区編入承認の後、河川として必要な面積分の用地買収費を支払うために、用地取得に関する覚書の締結が必要となる。また、事業の進展に伴い、区間割、田面高、地区の拡大等土地改良事業の変更、河川法線の再検討等により変更承認をする必要が生じる場合もある。なお、換地確定後、測量成果に基づき最終の変更承認手続きが生じる。その前に、必ず新河川と農地との境界を現地確認し、杭等で明確にしておくこと。

土地改良事業に関しては、この他に河川法第20条の承認、第23条等の許可、樋門等河川管理施設の管理委託などの手続きを必要とする場合があるので、適切に施行者を指導すること。

## 2 土地改良事業地域内における河川用地の取扱いについて

(昭和50年4月30日河第56号、耕第129号)

標記のことについて、昭和47年法律第37号により、改正された土地改良法に基づき創設非農用地として河川用地を確保し、両事業の適正かつ、円滑な推進を期するため「土地改良事業地域内における河川用地の取扱いについて」を別紙のとおり定めたので、今後は、この取扱いにより指導願います。

(別紙)

#### 土地改良事業区域内における河川用地の取扱いについて

土地改良法(昭和 24 年法律第195号)に基づく土地改良事業区域内において、河川法(昭和 39 年法律第167号)上の河川工事を併行して施行する場合における河川用地の取扱いについては、下記によるものとする。

記

#### 1 基本方針

- (1) この取扱いは、国庫補助事業として施行する土地改良事業区域内において、河川管理者が施行する河川工事のうち、国庫補助事業に適用する。(土地改良事業施行者が河川法第20条の規定により工事する場合に準用する。)
- (2) 新たに河川区域となる土地と廃川敷地等となる土地とは、等積による交換とし、土地改良法第54条の2第6項、第7項の規定により処理するものとする。
- (3) 新たに河川区域となる土地の面積が廃川敷地等となる土地の面積よりも多くなる場合の河川用地の取扱いについては、当該土地改良事業計画において土地改良法第8条第5項第2号に規定する「公共の用に供する施設の用に供するための土地」と定めるとともに当該換地計画において、同法第53条の2の3第1項に規定する「換地を定めない土地」として指定し、河川用地として換地することにより確保するものとする。
- (4) 土地改良法第53条の2の2第1項の規定により(3)の「換地を定めない土地」の同意をした者に対する用地費は、同法第53条の2の2第2項に規定する「金銭による清算」により河川管理者が支払うものとする。

#### 2 手続き

- (1) 土地改良法に基づき、土地改良事業を実施しようとする者(以下「事業主体」という。) は、当該事業区域内において河川工事が施行されるときは、当該土地改良事業が採択される年の前年の9月までに河川管理者に予備協議を行ない、当該土地改良事業の認可後すみやかに河川用地の取扱いに係る覚書、(別添例文)を取り交すものとする。
- (2) 事業主体は、当該土地改良事業計画概要(土地改良法第5条第2項)が確定したときは、 新たに必要とする河川用地に相当する地積の不換地内諾書(様式1号)を、土地所有者 から徴し、河川管理者に提出するものとする。
- (3) 河川管理者は、不換地内諾書の提出があったときは、創設換地取得内諾書(様式2号) を事業主体に交付するものとする。
- (4) 国有河川敷地の地区編入承認申請書(様式3号)(土地改良法第5条第6項)には、不 換地内諾書の写しを添付し、河川区域の変更に係る面積の状況を明らかにしなければ ならない。

- (5) 事業主体は、河川工事が施行されるまでに不換地内諾者から不換地同意書(土地改良 法第53条の2の2第1項)(様式4号)を徴し、当該土地に換地を定めない旨の指 定通知(土地改良法第53条の2の3第1項)(様式5号)を行ない、その旨を公告 (土地改良法第53条の2の3第2項)(様式6号)するものとし、その写しを河川 管理者に通知するものとする。
- (6) 河川管理者は、不換地同意書の提出があったときは、創設換地取得同意書(様式7号) を事業主体に交付するものとする。
- (7) 事業主体は、当該河川工事を河川法第20条により施行する場合においては、工事に着手するときに工事着手届(様式8号)を、又工事が完了したときは、すみやかに工事完成届(様式9号)を河川管理者に提出し、完成検査を受けなければならない。
  - ② 河川管理者は前号の工事が完成していると認めたときは、事業主体にその旨を通知するものとする。
- (8) 河川管理者は、河川工事の完了後、遅滞なく当該工事の施行に伴う廃川敷地等の告示手続を行ない、その旨を事業主体に通知するものとする。
  - ② 前号の工事が河川法第20条工事によるときは、当該施設を河川管理者への引渡しが完了した後に廃川敷地等の告示手続を行なうものとする。
- (9) 事業主体は、廃川告示後3か月を経過しなければ換地処分をしてはならない。
- (10) 河川管理者に帰属した等積交換用地及び河川用地として取得した創設換地は、事業主体が建設省所管河川用地として換地登記(土地改良法第55条)を行なうものとする。
- (11) 事業主体は、従前河川敷地であった土地にかかる事業地区の換地計画決定の会議(土地改良法第52条第5項)、換地処分の通知(土地改良法第54条第1項)並びに上記の登記済通知書を管轄土木事務所長に通知するものとする。

#### 3 用地等の清算

- (1) 河川管理者と事業主体は、1の(4)に記載する用地費について2の(1)に記載する覚書に基づき、毎年度当初に当該年度の支払方法等について協定を締結するものとする。
- (2) 用地費の清算は、「換地を定めない土地」の公告の後に河川管理者から仮清算金(土地改良法第53条の2の3第3項)の方法により事業主体に支払うものとする。
- (3) 河川管理者及び事業主体は、前号により仮に支払った金額に過不足があるときは、換地処分公告(土地改良法第54条第4項)後、当該年度内にすみやかに清算するものとする。

#### 4 その他

- (1) 土地改良事業区域内の廃川敷地等に係る廃川告示(河川法施行令第49条)のための図面の作成は、原則として原因者が作成するものとする。
- (2) この通達の円滑な施行を図るため農林部耕地課は、事業主体の指導助言を積極的に行なうものとする。

#### (別紙例文)

# 土地改良事業区域内における河川改修事業の施行に係る河川用地の取扱いに関する覚書

河川管理者兵庫	県知事〇	○○○ (以下「甲」という。) <u>【巻</u>	<u> </u>
に権限が委譲さ	れていま	<b>す。】</b> と土地改良事業施行者 <u></u>	(以下「乙」という。)は、
級河川	川の	事業に必要な河川用地を	土地改良事業(以下「
事業」という。)	によって	取得することについて、下記の	とおり取決める。

記

- 第1条 乙は、甲が必要とする河川用地(別添図面に表示) 平方メートルを 事業において土地改良法第8条第5項第2号に規定する「公共の用に供する土地」として、同法第53条の2の3に規定する「換地を定めない土地」を指定し同法第53条の3の2の規定による「河川用地」に換地することにより確保するものとする。
- 第2条 甲は、前条に規定する河川用地費については、土地改良法第53条の2の3に規定する「仮清算金」として支払うものとする。
  - 2 前項の仮清算金は、概算額をもって支払うことができる。
- 第3条 甲が支払う河川用地費の概算額は、金 円(別添調書のとおり)を予定し、 その支払いは、当該年度の予算の定めるところによるものとする。
  - 2 前項の金額を変更しようとするときは、甲、乙協議するものとする。
- 第4条 甲及び乙は、おのおの事業年度ごとに事業の実施設計書を提出し、甲、乙協議の うえ、当該年度支払う仮清算金の額及び支払時期を協定するものとする。
- 第5条 乙は、事業年度ごとに当該事業に係る仮清算金明細書(実績報告書)を甲に提出 するものとする。
  - 2 乙が第1条に規定する方法により河川用地が確保できないと判断したときは、直 ちに甲にその旨を申出るものとする。
  - 3 甲は、仮清算金を支払った後に、前項の申出があったときは、直ちに返還の請求 をし、河川事業の施行についてその後の方針を示すものとする。
- 第6条 甲及び乙は、土地改良法第54条第4項に規定する「換地処分」の公告があった ときは、すみやかに仮に算定して支払った金額の清算をしなければならない。
- 第7条 乙の事業区域内において廃川敷地となる土地があるときは、乙の事業区域内の土地と等積により交換し、土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定により処理するものとする。
- **第8条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度 甲、乙協議して決定するものとする。

この覚書の証として正本2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を所持する。

## 令和 年 月 日

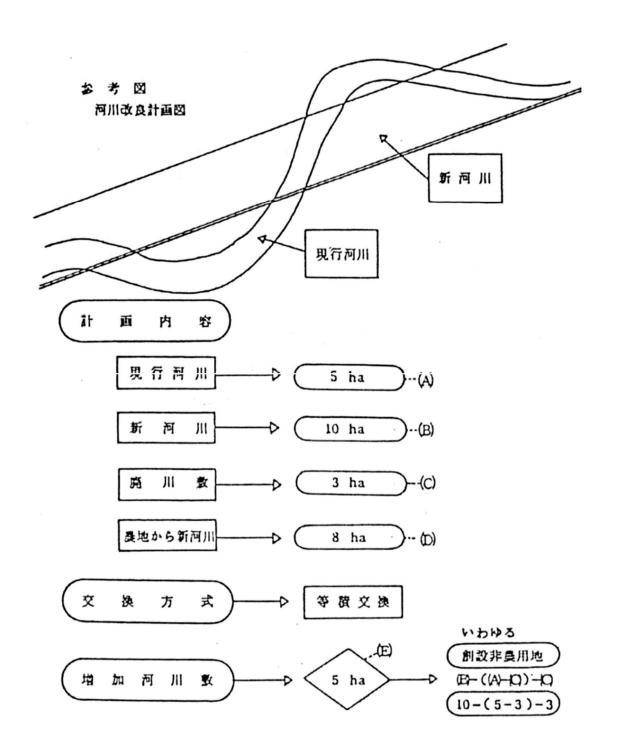
甲 兵庫県知事 〇〇〇〇

## 【注釈:平成13年度より県民局長に権限が委譲されています。】

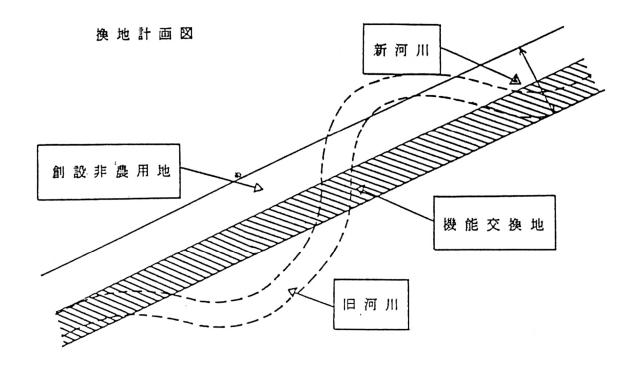
乙 所在

 土地改良区

 理事長
 氏
 名



## 換地計画図



## 換地処分による登記

- ① 機能交換した土地は、換地処分(法第54条の2、第6、7項)により河川管理者(国土交通省)に登記する。
- ② 創設非農用地(増加河川敷)は公共の用に供する土地として定め、換地処分(法第54条の2、第5項)により、取得同意書に登記する。
- ③ ①②の登記は、表題部のみの登記である。

#### 注意:この表は、農林部局が作成したものですが、ほ場整備事業の流れを示すために、参考として載せています。

(参) 2

創設非農用地 (河川敷) 設定手順表 耕地課 調查設計 区分 事業採択 事業認可申請 工事着工 工事完了 换 地 処 分 换 地 登 記 (基礎調査) 問法  $\pm c$ 地区採 事 換及 换 事 調 地耕地 地び計び 查 業 地 業 登記番号通知 完了 計 設 処 通知 指導監督 画認可告 地 択算 計 画 分広 通知知 認 通 部課務 助 告 可 知 局 Δ Δ  $\Delta \Delta$ 4 4 V  $\Diamond$ V 事業計画 認可申請 事 換地登記申請 換完 河子 河承 河本 I 換開 換認 事 I 不通 仮徵 時定 事 事完了届 業 換知 清収 業 川認 地可 地了 地催 地 着手届 地及 指広 完了 引渡 利通用通 処 算交 改協 編申 改 会通 計申 登通 分 主 良議 入請 良議 定告 金付 地知 議知 画請 届 算 記知 届 体 4 7 覚書締結 川河土 仮清算に変動がある場合 創取 廃 創取 設得 管理部課票 Ш 設得 川 編入承認 換意 換諾 告 地書 地書 示 局 V V 権(組 支払い (2/3 事業実施同意書 事 不 不 業参 以上の 换 换 地 地 利合 加 同意 内 同 同 員 意 諾 意 書 書 書 (2/3)

➡ 現行の創設換地に係る基本協定(覚書)にあたるものです。

## 様式1号

## 不換地内諾書

別紙の土地改良事業の計画の概要による土地改良事業が施行される場合は、別記の土地について、換地を定めず金銭により清算することを承諾します。

(別記)

4	換地を	い予定	官の土地	也	所有者			所有権以外の 使用収益権者				
市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積	住所	氏名	印	住所	氏名	印

## 様式2号

## 創設換地取得内諾書

別紙の土地改良事業の計画の概要による土地改良事業が施行された場合は、下記の創設換地

を取得することを承諾します。

年 月 日

取得予定者 氏 名 印

記

種	類	位	置	地積	清算金に関する事項

- (注)① 位置については「別紙図面」として計画図を添付してもよい。
  - ② 清算金については、清算金の定め方等を記載する。

#### 国有河川敷地地区編入承認申請書

年.	月	F

河川管理者

〇 ○ 殿

市 町 番地郡

○○土地改良区設立申請人代表

氏 名

印

このたび〇〇土地改良区の設立にあたり、貴職の管理している土地を含めて土地改良区の地区となるべき一定の地域を定めたいので承認されたく土地改良事業計画概要書を添えて下記のとおり申請します。

記

## 1 地区編入を必要とする土地

市	町	名	大字	字	地番又は 称 号	種目	数量	地積	備	考

2	地区編入を必要とする理由

3 国の所有権が消滅する土地(土地改良法第54条の2第7項)

市	町	名	大字	字	地番又は 称 号	種目	数量	地積	備	考

- (注) 地区編入を必要とする土地と同じ
- 4 国に帰属する土地(土地改良法第54条の2第6項)

市	町	名	大字	字	種目	数量	地	積	備	考

## 添付図面

- 1 位置図 (1/2,000~1/3,000)
- 2 事業区域平面図
- 3 新・旧河川対照平面図
- 4 新・旧河川丈量図
- 5 事業計画図
- 6 新河川標準断面図
- 7 不換地内諾書の写

## 不換地同意書

わたくしが、所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利 ( ) を有する下記の土地について換地を定めず、金銭による清算を行なうことの決定について土地改良法第53条の2の2第1項の規定により同意します。

年 月 日

 同意者
 住
 所

 氏
 名
 印

記

市	町	大字	字	地番	地目	用途	地	積	所有権者名	所有権以外の 使用収益権者名

(注) 本文の権利名は該当権利名を除いて朱抹すること。

なお ( ) 内は、その他の使用及び収益を目的とする権利があるときに記入する。

様式5号

#### 不換地指定通知書

 番
 号

 年
 月

 日

住 所

氏 名

様

○○土地改良区

理事長

印

土地改良法第53条の2の3第1項の規定に基づき、貴殿が ()を有する下記の土地を 換地を定めない土地として指定したので、通知する。

記

Ħ	ī	町	村	大字	字	地番	地目	地	積	概	要

- (注)(1)本文の()内には、権利名を記載する。
  - (2) 記の摘要欄には、非農用地の位置(字名程度)仮清算金の支払等について記載する。

様式6号

## 不 換 地 指 定

土地改良法第53条の2の3第1項の規定に基づき、○○土地改良区○○区において樹立する換地計画に関し、下記の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項の規定により公告する。

記

従前の土地の表示

地積概要

年 月 日

○○○土地改良区

理事長

印

(注)公告は事業主体の定款に定める公告方法による。

## 様式7号

## 創設換地取得同意書

○○土地改良区○○区の換地計画において、下記(別紙)の土地を、土地改良法第53条の3の2第1項の規定による創設換地として、○○○が、取得するよう定めることに同意します。

年 月 日

河川管理者 氏 名

印

記

取得する土地の換地計画上の表示

郡町

市区

大字	字	地番	地目	用途	地	積	概	要	清算金に関する事項

- (注)① 位置については、「別紙図面」として計画図を添付してもよい。
  - ② 清算金に関する事項には、清算金の決め方等を記載する。

様式8号

## 工 事 着 手 届

年 月 日

河川管理者 県民局長様

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名称、代表者名)

許 可(承認)指 令	年 月 日 兵庫県指令 第 号
占 使 用(行為)場 所	市郡町
工 事(行為)期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
工事着手、完成、廃止期限延長	年 月 日
工事着手、完成、廃止期限延長理由	

(注)着手、完成、廃止、期限延長は該当を○で囲むこと。

様式9号

## 工事完成届

年 月 日

河川管理者 県民局長様

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名称、代表者名)

許 可(承認)指 令	年   月   日     兵庫県指令   第   号
占 使 用(行為)場 所	市郡町
工 事(行為)期 間	年月日 から年月日 まで
工事着手、完成、廃止期限延長	年 月 日
工事着手、完成、廃止期限延長理由	

- (注) 1 着手、完成、廃止、期限延長は該当を○で囲むこと。
  - 2 完成届の場合は、工事完成写真を届書に添付提出のこと。

#### 3 ほ場整備事業に関連した河川改修の施行について(平成2年1月16日 河第495号)

みだしのことについては「ほ場整備事業に関連し河川改修を同時施工する場合の基準 (案)」に基づき実施してきたところであります。この基準の運用にあたって疑義もあっ たため、かねてから農地整備課長と協議を進めていましたが、このたび別添の基準により 実施することで協議が整ったので、今後は本基準により実施されるようお願いします。

(別添)

ほ場整備事業に関連し河川改修を行う場合の取扱いについて

ほ場整備事業とこれに関連した河川改修事業を円滑に推進するため、河川改修の時期、改 修の工法等について定める。

- 1 河川及び流域の状況が次の条件をすべて満たす場合は、当該河川をほ場整備事業の地 区内に取り入れ、ほ場整備事業と同時に河川改修を行うことができるものとする。
  - (1) ほ場整備事業により河川改修を行う区域の下流が、改修済若しくは流下能力が確保されていること、又はほ場整備事業の完了までに下流の河川を整備する予定があること。
  - (2) 現況河積で流下能力が計画に比べて著しく低く、氾濫の頻度が高く、家屋の浸水、農地、公共施設(道路、鉄道等)等の冠水が予測される地域であること。
  - (3) 河川改修について地元の協力が得られること。上記以外の場合は土地改良法第5条6項の地区編入はしない。ただし、ほ場整備事業者が河川法第20条の規定により河川 改修を行う場合はこの限りではなく、3(ほ場整備事業者が河川法第20条によって 河川の付替えを行う時の技術基準)によるものとする。
- 2 河川改修を同時施行する場合の河川計画基準
  - (1) 河川改修法線は出来るだけ在来法線の部分修正とし、既存施設が有効利用されるよう計画すること。
  - (2) 計画流量は、下流区間の流下能力又は改修予定がある場合は当該計画を考慮した流量とすること。
  - (3) 断面形は、極力掘込河道とし出来るだけ土羽堤構造とする。但し、上下流の状況により土羽堤構造とすることが不適当な場合、又は水衝部等護岸が必要な場合はこの限りではない。
  - (4) 橋梁、井堰等の許可工作物については極力統廃合を行うこと。
  - (5) 河川改修計画をたてるにあたっては、下記の通達等を遵守すること。
    - ア 河川管理施設等構造令(昭和51年7月20日政令第199号) (小河川特例の適用出来るものは、出来る限りそれを運用する。)
    - イ 土地改良事業地域内における河川用地の取扱について(通達)

昭和50年4月30日 耕第129号(兵庫県農林部長) 河第56号(兵庫県土木部長)

- 3 ほ場整備事業者が河川法第20条によって河川の付替えを行う時の技術基準
  - (1) 付替えをするときの断面は、原則として現況河川流下能力の断面を確保すること。
  - (2) 縦断勾配は現況より急勾配としないこと。
  - (3) 河川敷地は、現況河川敷地面積を確保すること。
  - (4) 河道は出来るだけ堀込み方式とし土羽堤構造とすること。但し、上下流の状況、水衝部等で護岸の必要な場合は護岸を施工すること。
  - (5) 上下流の取付け区間の工事を行うこと。
  - (6) 旧河川敷面積より新河川面積が増える場合、必要な用地はほ場整備事業者で処理すること。

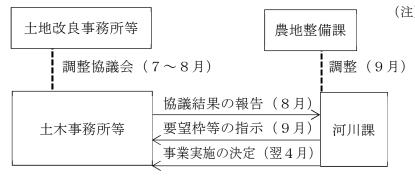
#### 4 その他

- (1) 土木事務所等においては、毎年1回あるいは必要に応じ、予算要望に先立ち(7~8 月頃) ほ場整備事業者と調整協議会を開き、双方の事業が円滑に実施されるよう調整 を図ること。
- (2) 河川課は、上記調整協議会の結果を検討のうえ、事業実施決定を行う。
- (3) 調整フロー図

## イ 事業の流れ

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
ほ場整備事業		村を与ってン	既章要长				翌年度	- 1 - - - - - - - -	予算要求				割当内示
河川改修事業			概算要求	公共		概算要求	1 × × 1			1	二 次 要 公	長単	割当内示
事業調整				事	事業調整								

#### ロ 調整の流れ



- (注) 1 事業調整は7月~8月 にかけて行うこととし、 新規着手のほ場整備事業 については調査時点より 調整を行い、河川改修を 同時施行するかどうか、 また全体事業費等につい て検討を行う。
  - 2 フロー以外の突発的な 事業については臨時に調 整を行い河川課に協議す ること。

#### ほ場整備事業に関連し河川改修を同時施行する場合の費用負担基準

ほ場整備事業と河川改修事業を同時に行う場合の実施区分、費用負担等は下記により行う ものとする。

1 橋梁及び取付道路の費用負担の考え方は、河川工事又は道路工事により必要となる橋 梁及び取付道路の工事費用の負担について(三局通達)による。

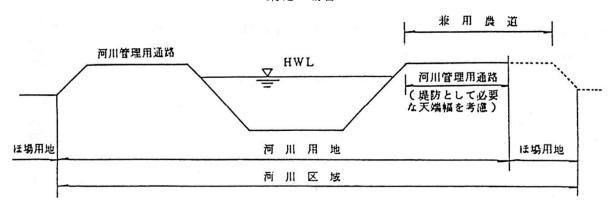
昭和 43 年 8 月 1 日 建設省都街発第 31 号 (建設省都市局長) "河治発第 87 号 ("河川局長)
"道総発第 240 号 ("道路局長)

- 2 残土は極力ほ場整備事業区域内で処理するものとし、当該区域迄の運搬は河川管理者 の負担とし、区域内の敷き均しはほ場整備事業者が負担するものとする。
- 3 ほ場整備に起因して河川施設 (河川管理施設及び許可工作物) の現況機能を増大 (例. 農道橋の幅員増等) させる必要がある時は、これに要する費用はほ場整備事業者が負担するものとする。
- 4 河川管理用通路の規格は「河川管理施設等構造令」によるものとし、農道と兼用する場合の河川管理者の持ち分は、構造令上必要な河川管理用通路幅員の直切りとする。 (別図参照)

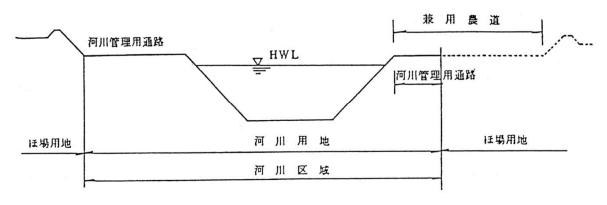
#### 5 その他

- (1) 同時施行を行う場合、河川管理者は本基準に基づきほ場整備事業者と費用負担等について協議書を交わしておくこと。
- (2) 費用負担等のうち特別なものについては本庁協議とすること。

築堤の場合



堀込河道の場合



## 第3節 土地区画整理法の規定に基づく編入承認

#### 1 事業主体

土地区画整理法(以下「整理法」という。)に基づき都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共用施設の新設又は変更に関する土地区画整理事業(以下「事業」という。)を行うもので施行者は次のとおりです。

- (1) 公共の用に供されている国又は地方公共団体の所有地以外の土地(以下「宅地」という。) について所有権又は借地権を有する者が1人又は数人で共同して行う事業 (整理法第3条1項)
- (2) 宅地について所有権又は借地権を有する者が土地区画整理組合を設立して行う事業 (整理法第3条2項)
- (3) 事業を施行すべき者が決定された区域(以下「都市計画区域」という。)について県又は市町長が行う事業

(整理法第3条3項)

(4) 国土交通大臣が計画決定区域内において都市計画事業として大臣自ら行う事業、知事 又は市町長に行わせる事業

(整理法第3条4項)

(5) 国土交通大臣が定める事業で、かつ、計画決定区域内において都市基盤整備公団が行う事業

(整理法第3条の2第1項)

#### 2 河川敷地の地区編入承認の根拠

上記1のうち(1)及び(2)について、その施行者が事業の施行地区内に宅地以外の土地を編入し、事業計画を定めようとする場合には、当該河川を管理する河川管理者の承認を得る必要があります。

## 3 事業施行後における河川敷地の譲与又は河川敷地への編入(帰属)

換地計画に基づく河川敷地の譲与又は河川敷地への編入は、土地改良事業の場合と基本的に同様であります(整理法第105条)。

#### 4 事務手続

(1) 地区編入承認の申請をしようとする者は、地区編入承認申請書(様式1)に第1節の 4(1)に掲げる図書を添えて、これを当該財産を管轄する県民局長に提出することにな ります。

なお、地区編入承認申請書の様式及び記載方法については、土地改良法に基づく地 区編入申請の場合に準ずることとします。

申請書の提出部数 2部(正副各1部)

#### (2) 審査及び承認

- ア 県民局長は、地区編入承認申請書の提出があった場合には、遅滞なくこれを審査するものとし、補正を要するものについては、速やかに申請者に対して補正を求めるものとします。
- イ 県民局長は、内容審査を行い、これを適当と認めた場合には河川敷地を編入することを承認し、申請者に対して承認書(様式2)を交付します。

#### ウ 処理上の留意事項

- (a) 他法令に基づく許認可等と整合性が図れているか確認が必要です。
- (b) 施行地区と隣接して公共用地がある場合は、あらかじめ境界の確定を行うことにより、区域界を確定するよう指導して下さい。

#### (3) 承認の変更

県民局長は、事業計画等の変更により、承認された内容を変更する必要がある場合は、 当初の申請と同様の手続により行います。この場合、申請書に変更理由書及び変更対照 図を併せて添付させて下さい。 (様式1)

年 月 日

河川管理者

兵庫県知事○○○○様

○○市(町)○○地区 土地区画整理事業 共同施行代表

住 所

氏 名

電 話

電子メール (任意)

## 河川敷地の地区編入承認申請書

○○地区土地区画整理事業の施行に当たり、同地区内の河川敷地を編入したいので、土地 区画整理法第 条の規定により申請します。

記

1 地区編入を必要とする土地

市町名	大字	字	地	番	種	目	数	量	地	積	備考
市町名	人士	于	起点	終点	作里	Ħ	延長	幅員	146	惧	佣石
									$m^2$	: : : :	
										1 1 1 1 1	

- 2 地区編入を必要とする理由
- 3 国有地に編入される土地

市町名	大 字	字	地	番	種	目	数	量	地	積	備考
川門泊		于	起点	終点	作里	Ħ	延長	幅員	ഥ	惧	1佣45
									m	2	

- 1 「地番」欄は、起点及び終点の地番を記載すること。
- 2 「数量」欄には、種目欄に記載した公共用施設(河川管理施設)の数量(延長、幅員)を記載すること。

(様式第2)

 第
 号

 年
 月

 日

様

兵庫県○○県民局長

# 土地区画整理法第7条(土地区画整理法第17条において準用)の規定に基づく承認申請について(回答)

年 月 日付け で申請のあった〇級河川〇〇川に係るこのこと については、申請書添付図面のとおり施行するものとして承認します。

記

土地区画整理区域					
	所在				
従前の公共 施 設	種類・数量	河川	m²	計	m²
新たに国に帰	所在				
属することとなる公共施設	種類・数量	河川	m²	計	m²

## 第4節 都市計画法の規定に基づく編入同意(都市計画法第32条)

#### 1 都市計画の目的及び基本理念

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)は、都市計画の決定 手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、 都市の健全な発展と秩序ある整備をはかり、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増 進に寄与することを目的とします。

また、都市計画は、農林漁業との健全な調和をはかりつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用がはかられるべきことを基本理念として定めるものとされています。

#### 2 編入同意についての解説

- (1) 都計法第29条により、開発行為の許可を申請しようとする者は、あらかじめ都計法 第32条の規定に基づき、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得なけれ ばなりません。
- (2) 管理者の同意を得る趣旨は、開発行為に関する工事によって既存の公共施設の機能を 損なうことなく、かつ、変更を伴うときはそれを適正に行わせる必要があるからです。 したがって、この同意は開発行為のうち、関係のある部分について行えば足りること になります。
- (3) 同意の具体的な内容は、開発行為に関する工事によって変更または廃止されることとなる公共施設、その他開発行為によって影響を受ける既存の公共施設に関するものです。
- (4) また、開発行為の変更許可を申請する場合も、変更に係る公共施設について同様に同意を得なければなりません。
- (5) なお、開発行為申請書には、同意を得たことを証する書面を添付しなければならないとされており、同意を得ることは開発許可の必須の要件となっています。
- (6) 新たに設置される公共施設を管理することとなる者との協議については、許可申請書への添付は協議の経過を示す書面で足りるとされており、協議が整うことが必ずしも開発許可の要件とはなっていません。しかし、同条の協議の趣旨に鑑み、協議の経過によっては不許可になる場合もあり得ます。

#### 3 都市計画法上の開発許可制度とは

都計法は、土地利用計画の確立を目的とし、都市計画区域の市街化をはかるべき市街化 区域と市街化を当面抑制すべき市街化調整区域とに区分することにより、段階的・計画的 な市街化をはかろうとしています。

この区域区分とあわせて市街化のもととなる開発行為を規制し、もってこの区域区分の 趣旨を実現しようとするのが、開発許可制度です。

#### 4 申請者が開発許可申請前にやっておくべきこと

- (1) 公共施設の管理者の同意が必要です。
- (2) 新たに設置される公共施設の管理者との協議が必要です。
- (3) 政令(都計法施行令第23条)で定める者との協議が必要です。

ア 開発区域 20ha 以上の場合・・・義務教育施設の設置義務者、水道事業者

イ 開発区域 40ha 以上の場合・・・一般電気事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者等

(4) 権利者の同意が必要です。

開発行為または開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地または土地にある工作物について権利を有する者の相当数の同意

以上4つの項目のうち、本節でいう編入同意とは(1)のことです。

#### 5 河川管理者の同意を要する公共施設

河川管理者である兵庫県知事が、都計法第32条の規定に基づき同意を行う公共施設とは、河川法第9条第2項に基づき国土交通大臣が指定する区間の一級河川と、同法第10条に基づく二級河川です。

#### 6 都市計画法第32条の同意の根拠

都計法に基づく開発許可を申請(都計法第29条)しようとする者は、事前に開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、開発行為により新たに設置される公共施設を管理することとなる者と協議する必要があります。

したがって、河川管理者である兵庫県知事が管理している河川については知事がその同意をすることとなります(都計法第32条)。

#### 7 同意の申請手続

知事が管理する河川について、都計法第32条の規定に基づく編入同意の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、都計法第32条の規定に基づく同意申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)にチェックシートの申請図書の他、次に掲げる図書を添えて、これを当該河川を管轄する県民局長に提出することとします。

- (1) 位置図
- (2) 現況平面図
- (3) 横断図
- (4) 官民境界協定図の写し
- (5) 公図 (写)

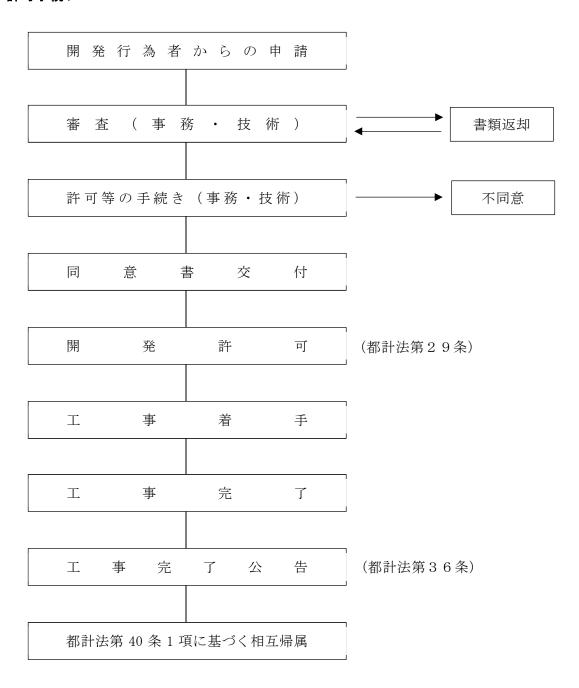
法務局備付の公図から開発区域及び隣接土地を含む広い範囲を正確に転写したものに、朱線で開発区域を表示するとともに、次に掲げる事項を記入押印したものとする。

ア 字名及び地番

イ 当該公図の所在する法務局名

- ウ 方位及び縮尺が表示されている場合には、方位及び縮尺
- エ 新たに設置しようとする公共施設の位置
- オ 転写年月日及び転写者の資格(職)氏名印
- (6) 土地登記簿謄本及び隣接土地所有者一覧表
- (7) 相互帰属承諾書(様式第2号) 都計法第40条1項の規定が適用される場合についてのみ(後述9参照)
- (8) 土地利用計画図 (開発区域を朱線で明示)
- (9) 開発区域の土地所有者の同意書または売買契約書の写し
- (10)その他県民局長が必要と認める図書

## 8 許可手続フロー



#### 9 都市計画法第40条1項の規定に基づく相互帰属

#### (1) 相互帰属とは

開発区域又は開発行為に関する工事の区域に存する公共用地については、従前の公共施設の用に供していた土地の所有者(河川敷地の場合は、河川管理者である兵庫県知事。以下同じ。)とその土地の処理方法について協議することになりますが、従前の公共施設に代えて新たに公共施設が設置された場合、従前の公共施設の土地は、都計法第36条第3項の公告の日の翌日に開発許可を受けた者に帰属します。

また、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日のうちに、従前の公共施設の用に供していた土地の所有者に帰属するものとします。

これを相互帰属といいます。

#### (2) 登記手続

相互帰属に係る不動産登記嘱託書の様式等については、「都市計画法による公共施設の用に供する土地の帰属に係る不動産登記嘱託書の様式等について」(昭和 45 年 7 月 28 日建設省計宅開発第 1 2 8 号)によるものとし、これらの登記嘱託に係る必要図書は、当該開発許可を受けた者に作成させて下さい。

#### (3) 留意事項

都市計画法上、完了公告(都市計画法第36条)の翌日に開発区域内に存する渡地である国有地(無知番地)は開発者に自動的に所有権が移転されるが、受地となる代替施設用地は、開発者から登記関係書類をもらっておかなければ法務局に所有権移転登記手続きができません。

よって、開発許可権者(市町担当課)と十分調整を行い、完了公告を行う前に開発者に所有権移転登記関係書類の提出の有無を開発者に確認してもらうようにするか、 または、完了公告手続きを行う前に連絡を入れてもらえるようにしておいてください。 様式第1号 年 月 日

河川管理者

兵庫県知事様

開発許可 住 所 申 請 者 氏名又は名称 電 話 電子メール (任意)

## 都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書

下記のとおり、国土交通省所管の河川敷地を開発区域に含めることに(並びに設置する公共施設を河川敷地とすることに)ついて同意を得たく、都市計画法第32条の規定に基づき申請します。

記

開発行為場所									
開発行為の目的									
開発区域面積									$m^2$
工期		年	月	日~		年	月	日	
河 川 名		級河川			川水系			Ш	
佐田老の日本が	所在								
管理者の同意が必要な河川敷地	数量								$m^2$
新たに設置し国	所在								
に帰属すること になる河川敷地	数量								$m^2$
備考									
添 付 書 類									

様式第2号

令和 年 月 日

河川管理者

兵庫県知事

様

開発許可 住 所 申請者 氏名又は名称 印

## 相互帰属承諾書

【 】が施行する開発行為に関する区域内の下記の私有地の全部又は一部が、都市計画法第40条第1項の規定により、新たな公共施設の用地として、その定着物とともに国へ帰属することを承諾します。

〔なお、土地に設定されている所有権以外の権利は、工事完了届の日(都市計画法第 36 条)の前日までに抹消します〕。

記

所	在	地	種	類	面	積(㎡)	備	考

 兵庫県指令第
 号

 令和
 年
 月
 日

様

兵庫県 県民局長

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請について(回答)

令和 年 月 日付 で申請のあった下記公共施設に係るこのことについては、申請書添付図面のとおり施行するものとして同意します。

新たに国に帰属することになる公共施設に係る登記嘱託のための必要書類は、工事完了の 届出をする日までに本職に提出願います。

記

開発行為場所					
河川名			級河川	川水系	Л
管理者の同意 が 必要な河川敷 地	所在				
	数量	(			m²) m²
新たに設置し 国に帰属する ことになる河 川敷地	所在				
	数量	(			m²) m²
備考					
添付書類					

☆ ( ) 内は変更前の数字とする。